

と思つて種種實な日本労働同盟を選んで加入したのです。然るに暗い處のある會社は何を誤解してか組合の中心人物四名を解雇したのです。

### 三、我等の行動

今年の暮に妻子をかゝへて解雇せられた四名に私共一同が同情して復職を歎願した處會社社長は、年の暮であらうが、子供が何人あろうが會社の知つた處でない、何時解雇仕様と當方の勝手だ君達から復職歎願等をされる事は甚だ迷惑だと暴言に依つて私共の復職歎願を拒絶したのです。

市民諸君！我々も人間です、日本人としての血もあれば涙もあります、かゝる非人道的暴虐なる會社の態度に對し黙視する事が出来ず、斷然起つて戦ふ決心を致したのであります。

### 四、會社の酷使状態

キレイ紙工場は今より約三十年前に前社長（現社長父）が極めて小額な資本にて『手スキ』の小工場を建設し其の利益に依つて、今日の資本百萬圓と成つたのである。其の資本の大半は我々の血と涙との結晶に外ならぬ、然るに從業員の待遇甚だ悪く帝都の眞中に斯の如き工場があるかと思われる様な状態で勤務は昼夜二交代であつて並勤十一時間、夜勤十三時間で給料は最高六十四（十年以上勤続）一九二八、一二、一六、

合がなかつたために今日迄がまんして來たのです。

### 六、要求條件

一、解雇者四名ヲ復職セラレタシ二、就業時間ハ十時間

制度トシ時間外就業ニ對シテハ一時間ニ付キ日給十分ノ

ノ賞金ヲ以ツテ支給スル事

例 夜業十一時間一日給士分ノ十二、

三、食堂ノ改善スルコト 四、職員ノ別工規

遵守スルコト 五、工場内ニ於テ喧嘩ニリタル事ノルモ

業能率上ニ關シテハ規則第四十七條ノ四ニ委當セサハコト

六、今回の問題ニハ絕對ニ犠牲者ノ出サムルコト 七、婦人

及幼年工ニ残業ヲ強要セザルコト 八、日曜輪替出勤ノ場

合ハ代休ヲ取ラセルコト 九、年二回ノ定期昇給ヲ爲スコト

十、労働組合ヲ絶対ニ申迫セザルコト十一、機關ノ夜

勤一名、配合ノ書役各一名ヲ、又増員スルコト 十二、爭議

中日給ヲ支給スルコト

右の如く會社の行為は、自己利益のために人間を無視し

社會を偽瞞し時代に逆行して労働者の團結権を蹂躪せん

とするものであるが故に我々は正義のために會社が反省す

るまで戦ひを続ける決心である。

何卒私共の意のある處を御諒解下さいまして此の正義

思われる様な状態で勤務は昼夜二交代であつて並勤十一の戰ひをして私共に勝たしめるべく御聲援あらん事を切

望致しますと同時に争議中の御迷惑を御わび致して置ます。

日本労働總同盟  
中央合同労働組合キレイ紙支部  
堀内キレイ紙爭議團本部

小石川水川下二五、本田方  
市電水川下町 下車